

令和6年度

宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金 (グループ開発型)

対象事業募集のお知らせ！

宮城県では、産産連携又は産学連携による新産業の創出を図るため、県内事業者を中心に構成するグループの研究・技術開発等に対して助成を行う「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金(グループ開発型)」の対象事業を募集します。

詳細については、ウェブサイトをご確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問合せ願います。

補助対象者

高度電子機械産業分野等に関連する研究・技術開発に取り組む、グループ(注)

(注)県内事業者等を含む3者以上の事業者等又は2者以上の事業者等及び大学等(※)で構成されるグループ

【例1】県内事業者(代表者)十事業者十事業者 【例2】県内事業者(代表者)十事業者十大学等

※大学等とは、大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関(宮城県産業技術総合センターを除く)、研究開発を行っている独立行政法人等を指します。

補助率 1／2以内

補助限度額 1グループあたり1,000万円／年

補助期間 最長3年間
・継続は予算の成立が前提となります。
・継続して補助を受けようとする場合には、継続審査を受ける必要があります。

対象経費

- 研究・技術開発費(原材料費、機械装置費、技術指導受入費、共同開発費、人件費等)
※人件費も対象となります。ただし、研究・技術開発費に占める人件費の割合は1／2を限度とします。
- 需要開拓費(調査・分析・意匠開発委託費、会場設営・運営費、事務費等)

応募方法

【募集期限】令和6年5月31日(金)午後5時(必着)

- 募集期限内に、交付申請書と関係書類(事業計画書等)を提出してください。
- 事前に申請内容、必要書類を確認しますので、下記担当あてメールでご連絡ください。
- 申請書類は、一部の証明書を除き、可能な範囲でデータ(メール)で提出してください。
- 要綱、様式等の詳細は、宮城県公式ウェブサイト(新産業振興課のページ)に掲載しています。

採択決定

令和6年7月下旬(予定)

- 申請された事業計画は、審査会において評価の上、採択事業を決定します。
- 宮城県公式ウェブサイト(新産業振興課のページ)に、採択事業者名及びテーマ名を公表します。
- 採択事業者は、宮城県産業技術総合センターによる個別の共同開発支援を受けることができます。

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班

メール

ホームページ

TEL:022-211-2721 メール:shinsanr@pref.miyagi.lg.jp
URL:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/group.html>



◆ 注意事項

- (1) 今回の補助金の対象になるのは、交付決定日から令和7年3月31日までの間に要した経費(次年度も継続する場合は申請が必要)に限ります。交付決定前の経費支出には十分留意してください。
- (2) 本補助金において対象経費としている研究・技術開発費のうちの人事費については、研究・技術開発に直接関与する者的人事費(ただし、直接作業時間に対するものに限る。)であり、かつ、当該研究・技術開発に直接関与したことを明らかにすることのできるものに限ります。また、研究・技術開発費に占める人事費の割合は、1／2を限度とします。
なお、人事費の取り扱いに当たっては、必ずあらかじめ新産業振興課までお問合せください。
- (3) 同一の開発テーマについて、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金(地域イノベーション創出型・成長分野参入支援型)」との重複申請、その他公的補助金、助成金、奨励金との併用はできません。

◆ 審査

- (1) 審査会(令和6年7月開催予定)で事業内容を評価した上で、採択事業者を決定します。
- (2) 申請者には、上記審査会で事業内容を説明していただきます。
- (3) 採択事業者には、採択通知後、交付申請書を提出いただきます。

◆ 対象となる経費の詳細

経費区分	内 容
技術開発費	原材料費 原材料費及び副資材の購入に要する経費
	構築物費 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・「構築物」は技術(製品)開発に必要不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る
	機械装置費 機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む
	工具器具費 工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費 外注加工に要する経費 ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費 注)グループを構成する事業者等への外注加工費は対象とならない。
	分析等費 技術(製品)開発に係る分析等に要する経費 ・技術(製品)開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
	技術指導受入費 技術指導の受入に要する経費 ・技術(製品)開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費 注1)事業者等と大学等でグループを構成する場合には、事業者等の大学等への技術指導受入費又は共同開発費による経費負担を必須とする。 注2)研究・技術開発費に占める技術指導受入費及び共同開発費の合計額の割合は1／2を限度とする。
	共同開発費 技術(製品)開発を共同で行う場合に要する経費 ・大学、研究機関等と共同で技術(製品)開発を行う場合に要する経費 注1)事業者等と大学等でグループを構成する場合には、事業者等の大学等への技術指導受入費又は共同開発費による経費負担を必須とする。 注2)研究・技術開発費に占める技術指導受入費及び共同開発費の合計額の割合は1／2を限度とする。
	人件費 技術(製品)開発に直接関与する者的人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注)技術開発費に占める人件費の割合は1／2を限度とする
需要開拓費	その他の経費 技術(製品)開発に当たって、特に必要と認められる経費
需要開拓費	需要開拓指導の受入に関する経費 ・需要開拓を行うに当たって外部からの指導を特に必要とする場合、指導者等に支払われる経費
	事務費 需要開拓に係る事務経費 ・会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、集計費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費
	会場設営・運営費 会場設営・運営に要する経費 ・需要開拓のために必要な展示会の開催及び展示会への出展等に係る経費
	広報宣伝費 広報宣伝に要する経費
	委託費 調査・分析委託費、意匠開発委託費 ・需要開拓を行うに当たって、調査や分析、意匠開発を外部の機関に委託して行う場合に、外部機関に支払われる経費
その他の経費	需要開拓に当たって、特に必要と認められる経費